

○駐在所等報償金取扱規程

平成13年10月25日本部訓令第24号

警察本部  
警察学校  
各警察署

改正

平成24年3月本部訓令第5号

令和3年3月15日本部訓令第8号

駐在所等報償金取扱規程を次のように定める。

駐在所等報償金取扱規程

駐在所等報償金取扱規程(昭和56年10月青森県警察本部訓令第11号)の全部を次のように改正する。

(目的)

第1条 この規程は、警察官駐在所及び警察官駐在所と勤務形態を同じくする交番(以下「駐在所等」という。)に勤務する警察官の職務に協力する家族に対する報償金の支給に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(支給対象者の認定及び報償金の月額)

第2条 報償金の支給を受ける者(以下「支給対象者」という。)は、駐在所等に勤務し、かつ、当該駐在所等に附置する住宅に居住する警察官と同居する者であって、継続的に当該警察官の職務に協力している配偶者(婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)又は18歳以上の配偶者以外の扶養親族とし、報償金の月額は71,000円とする。

2 前項の支給対象者は、警察署長(以下「署長」という。)が認定するものとし、これを当該駐在所等に勤務する警察官に通知するものとする。

(認定の取消し)

第3条 署長は、前条に規定する支給対象者として認定された者が、支給対象者としての要件を欠くと認めた場合は、速やかに認定の取消しをしなければならない。

2 署長は、前項の認定の取消しを行った場合は、これを当該駐在所等に勤務する警察官に通知するものとする。

(報償金の支給等)

第4条 報償金は、支給対象者が一の月において協力した日数が、当該月の日数の2分の1を超える場合に支給するものとする。

2 署長は、支給対象者が前項に定める要件を欠いた場合は、報償金の支給を停止するものとする。

(支給の方法)

第5条 報償金は、翌月15日までに支給対象者に支給するものとする。

附 則

1 この訓令は、平成13年11月1日から施行する。ただし、第2条の表の改正規定は、同年4月1日から適用する。

2 改正後の規程を適用する場合においては、改正前の規程の規定に基づいて贈与された報償金は、改正後の規程の規定による報償金の内払いとみなす。

附 則(平成24年本部訓令第5号)

(施行期日)

1 この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成24年4月に支給する平成24年3月分の報償金の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則(令和3年3月15日本部訓令第8号)

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。